

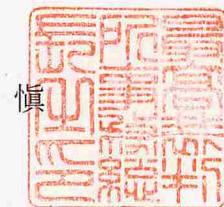
最高裁秘書第 5752 号

令和元年 12 月 12 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記 1 の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記 2 の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

全国の実務修習地から送付された、71期司法修習生に関する、罷免、修習の停止、戒告の該当事由及び非違行為の報告

(2) 苦情の申出がされた日

3月27日付け（同月28日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第 57 号

（担当）秘書課（文書室） 電話 03（3264）5652（直通）